

授業料等減免制度の 収入審査方法の一部変更のお知らせ

今年度より新たに開設した授業料等減免制度の収入に関する所得割額の算定方法について、以下のとおり一部変更することいたしましたので、お知らせいたします。

不明な点がありましたら、学務援助課の担当者にお問い合わせください。

1 変更内容

住民税の所得割額については、政令指定都市に住所を有している方とそれ以外の方とで下表のとおり都道府県と市町村との課税される税率の割合が異なっていることから、政令指定都市が発行する課税（所得）証明書により証明される市民税の所得割額について下記2の調整を行います。

(住民税の所得割額の税率)

地 域	政令指定都市	政令指定都市以外
都道府県民税の税率	2 %	4 %
市町村民税の税率	8 %	6 %

【対象となる政令指定都市】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令により指定されている以下の都市が対象となります。

大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市、熊本市

2 調整内容

本人又は生計維持者の収入が政令指定都市により発行される課税（所得）証明書により証明される場合、その方の市民税の所得割額に対して4分の3を乗じて得た額を用いて審査を行うこととします。

例) 学生の生計維持者のうち一方から政令指定都市が発行する課税（所得）証明書が提出された場合

区分	課税証明書	証明書に記載の所得割額	合算に用いる額
①学生	政令指定都市以外	0円	0円
②生計維持者A	政令指定都市	56,400円	42,300円
③生計維持者B	政令指定都市以外	8,000円	8,000円
減免額算定基準額 (①～③の合計額)		64,400円	50,300円

なお、上記の例の場合生計維持者Aについては、政令指定都市により発行される課税（所得）証明書の所得割額56,400円に、4分の3を乗じて得た額である42,300円を用いて審査を行うこととします。

3 審査方法の変更に伴う令和2年度前期分の授業料等免除申請について

令和2年度前期分の授業料等減免申請を行っていない方で、前記②までの内容をふまえ、改めて授業料等の減免申請を希望する方は、**令和2年7月17日（金）**までに担当者あて申請書類一式を提出してください。

既に授業料等減免制度の申請をしている方については、新たに書類を取り寄せたり等といった作業を行う必要はございませんのでご注意ください。

4 留意点

今回の審査方法の変更に伴い、該当する一部の方は収入に関する審査において条件が緩和されますが、審査結果によっては、ご希望に添えない（減免できない）場合がありますので、あらかじめご了承ください。